

パブリックコメント実施要領 (歯学教育に関する基準)

○ 基準設定の理由

- ・ 学士課程における歯学教育（以下「歯学教育（学士課程）」という。）の質を保証するとともに、その維持・向上に向け、分野別評価として歯学分野における第三者評価を実施するため。

○ 基準の概要

- ・ 基準は、5つの大項目（使命・目的、教育の内容・方法・成果、学生の受け入れ、教員・教員組織、自己点検・評価）から構成している。また、各大項目は、それぞれ「本文」と「評価の視点」から構成している。
- ・ 基準の内容は、歯学教育（学士課程）における基本的な使命に基づき、上記の大項目に示されたような各歯科大学・歯学部に必要な諸点について定めたものである。

○ 基準の適用

- ・ 歯学教育評価は、2021年度からの運用を予定している。したがって、基準は同年度に実施する評価から適用する。

○ 意見提出期限

2020年7月27日（月）まで

○ 意見提出方法

- ・ 「歯学教育に関する基準（案）に対する意見（様式）」に記入のうえ、電子メールにて送付する（宛先：dentistry@juaa.or.jp）。
 - ※ 電子メールの表題：「歯学教育に関する基準（案）への意見」
 - ※ 様式のデータは、本協会ホームページ (<https://www.juaa.or.jp/>) の「News お知らせ」2020/6/26にも掲載

○ 意見の取扱い

- ・ 基準の設定作業において検討し、必要に応じて意見に基づく加筆・修正を行う。
- ・ 意見については、その採否結果とともに公表することがある（ただし、個人・団体名は明らかにしない）。

○ 「評価のポイント」について

- ・ 「評価のポイント」は、歯科大学・歯学部がより実質的な自己点検・評価を行えるよう、基準に定めた事項について具体的な取組みをイメージするための手がかりとなるキーワードを示したものであり、評価基準には含まれない（詳細は「「歯学教育に関する基準」における「評価のポイント」について」冒頭参照）。
- ・ 基準案の送付に際して、参考資料として「評価のポイント」も添付する。その理由は、歯科大学・歯学部にとって、具体的なイメージをもって基準案を理解してもらうためである。

○ 本件に関する問い合わせ

公益財団法人 大学基準協会

評価事業部 評価第2課（担当：本宮・中村）

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町2-7-13

TEL：03-5228-3883 FAX：03-5228-2323

E-mail：dentistry@juaa.or.jp

以上